

2019年3月20日

須増 伸子

日本共産党のすます伸子です。

私は、議案 30件、請願1件、陳情16件について委員長報告のとおりを決することに反対する立場でその理由を述べます。

まず、議第1号平成31年度岡山県一般会計予算です。

この度は、西日本豪雨災害を受け、復旧・復興対策を最優先に進めていただいていることに、感謝と敬意を表したいと思います。生活再建支援では、子ども災害見舞金の支給や被災高校生奨学金制度の創設、被災学校への教員加配。さらに、公共土木施設の復旧、各種補助制度の延長など積極的に進めていただきました。さらに災害の検証について徹底的に真摯に取り組まれ、今後の対策の指針をいただき、今後の防災対策へつなぐ貴重なものになったと感じています。

一方で、従来からわが会派が指摘している点で、どうしても看過できない問題があります

まず、大企業誘致の過大な補助金や基盤整備などもうかるところへの支援、苫田ダムの余り水への支出など従来からの無駄遣いについて見直すべきと考えます。

さらに、教育予算に関わってです。「全国学力テスト」の順位向上のための県独自の「学力定着状況確認テスト」を今年から新たに秋にも実施することや、先生が忙しくしかも不足し授業に穴が開く事態もあるのに、担任を持たない授業改革推進リーダーを新たに10人も増やして、学校と子どもをさらに競争にあおりたてようとしています。いま大切なのは先生方が、子どもたちとしっかり向き合う時間を確保できるように条件を整えることだと思います。そのために必要な正規の先生を抜本的に増やすことを求めます。

また、子ども・ひとり親、障害者の医療費公費負担制度など、命に関わる県独自の制度について、依然として全国の中でも大変低い水準の制度に下げられたままです。特に子どもの医療費については、昨年に続き今年も、制度拡充を求める12772筆もの署名が県に届けられました。障がい児の看病をする家

族からは特に切実に要望があります。県として障害のある子どもに18歳まで無料化する予算は1400万円です。また子どもの医療費公費負担制度で倉敷市にたいし1/6から1/5、1/4と補助率をアップされましたが、依然として他市町村の1/2から比べると少ないままです。実施改善、すべきと考えます。

以上の理由から、新年度予算に反対いたします。

次に、議案のうち、4月1日から各種手数料の値上げさらに今年十月から実施されようとしている消費税の10%への増税を見越した手数料の改正について出された24議案についてです。

県施設の文化・スポーツ施設や各種会議室の利用料を4月1日から引き上げ総額939万円の値上げ計画が示されました。物価が上がる中、岡山県まで値上げすることは許されません。さらに、10月からの消費税増税をみこした各種手数料引き上げの条例改正は、そもそも消費税増税に反対する立場から反対します。

次に、請願、陳情についてです。

陳情第105号消費税10%への中止を求めることについてです。

消費税の増税は、家計を直撃し、消費不況をさらに深刻にします。暮らしも経済も壊す大增税です。低所得者ほど負担の重い消費税の増税は、貧困と格差をさらに拡大します。

先日、国内の景気が落ち込みの局面に入ったことを、ついに政府自身が発表しました。内閣府が7日発表した1月の景気動向指数は、3カ月連続で悪化、内閣府は景気判断を「足踏み」から「下方への局面変化」に引き下げました。

前回同じ景気判断をしたのは2014年11月です。消費税8%への増税で景気に悪影響が出たためでしたが、今回は10%への増税実施前に景気悪化の可能性が生まれている。「ここで増税を強行することは経済にとって自殺行為となる」と指摘されています。また、消費の落ち込みに「十二分の対策」をとるとして持ち出してきた仕組みが混乱の拡大に拍車をかけています。「軽減」でも何でもない複数税率の導入や、キャッシュレス決済の「ポイント還元」、「プレミアム付き」商品券の発行など複雑なやり方が、消費者はもちろん業者を苦悩させるのは明らかです。今回の支離滅裂な景気対策のやり方に日本スーパーマーケット協会や各種商工団体からも批判の声が上がっています。消費税増税は今からでも中止すべきと考えます。

次に請願第22号私学助成の拡充を求める請願についてであります。

「公立も私学も同じ高校生として、格差がないようにしてほしい。お金の心配なく、学びたい場所で安心して学べる環境をつくってほしい」と25319筆の署名とともに出された請願です。

私立高校も憲法が保障する公教育の一つです。教育条件を向上させ、私学経営の安定を図るため、本請願の採択を求めます。

次に、陳情104号「日米地位協定」の見直しを求めることについてです。米軍機オスプレイが日米合意違反の危険なヘリモード飛行を繰り返し続けていることが報道されました。米軍機だけが、国内法を適用されない不公平な日米地位協定があり、政府も米軍に何も言えない現状があります。全国知事会は昨年7月、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法など国内法を米軍に適用することを求める提言を採択しています。この全国知事会の提言を受け、昨年末まで、7道県36市町村が意見書を可決。今年さらに拡大されると思われます。岡山県でもぜひこの陳情を採択し、全国知事会とも連帯すべきと考えます。

次に、陳情第108号選択的夫婦別姓制度の導入を求めることについてです。夫婦同姓を強制する規定は国連女性差別撤廃委員会からも改正が求められています。夫婦同姓を義務付けている国は世界でも日本だけです。婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するためにも、憲法の男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の法制化は急がれるべきと考え、この陳情に賛成します。

次に、107号後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり原則1割負担の継続を求めることについてです。政府は後期高齢者医療の窓口負担の2割化を検討しています。年金も減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し必要な医療が受けられないことが懸念されると考えられ、この陳情に賛成します。

次に陳情111. から114号仮設住宅の期間延長と移動容認を求めることについてです。借り上げ型仮設住宅いわゆるみなし仮設住宅にお住まいの方々が、平成31年1月現在で3048世帯8173人、建設型仮設住宅が294世帯690人おられます。

仮設住宅は、被災者の立場に立ってもっと柔軟な住み替えを認めるべきと考えます。

また2年間という期間の問題は、「お金のめどが立たない」「いろんな期限ばかりで焦る。大工さんが見つからない。」「小田川の付け替え工事が終わるまで

は帰る気になれない」などの声を聞いています。これまで県は、「必要に応じて検討する」という議会答弁をいただいておりますが、期間延長が必要という人がおられることは間違いないと考えます。ぜひ、延長を求め、陳情に賛成します。

次に、陳情103号主要農作物種子法廃止に関することについてです。種子法の廃止は、種子の供給不安、外資系企業の参入による種子の支配などに歯止めがかからなくなる大問題です。国の種子法の復活と、県独自の条例をつくり守るべきです。現在農業県を中心に6道県が種子法復活条例を制定しています。ぜひ、岡山でも制定を求めるべき考え、この陳情に賛成します。

次に、陳情106号最低賃金を引き上げ中小企業支援策の拡充を実現を求めることについて。景気回復のカギは、最賃の大幅引き上げと中小企業支援の抜本的な引き上げで格差を解消し内需を拡大することと考え、この陳情に賛成します。

以上討論とします